

## ○公開口頭審理の傍聴に関する規則

( 昭和43年12月26日 )  
規則第7号

改正 平成25年12月19日 規則第6号

(目的)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第47条及び第50条第1項の規定に基づき東京都市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）が公開して行う口頭審理（以下「公開口頭審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続等)

**第2条** 公開口頭審理を傍聴しようとする者は、公平委員会が発行する傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、公開口頭審理当日審理場入口で交付する。ただし、第4条の規定により傍聴が禁止された者に対しては交付しない。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り当該公開口頭審理を傍聴することができる。

4 傍聴人は、傍聴券を常に携帯し、公平委員会の職員（以下「職員」という。）から要求を受けたときは、提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

**第3条** 公平委員会は、審理場その他の事情により、傍聴人の定員を定めることができる。

2 前項の規定により定員を定めた場合においては、前条第2項に規定する傍聴券の交付は、先着順によるものとする。

(傍聴の禁止)

**第4条** 公平委員会は、次の各号の一に該当する者には、傍聴を禁止することができる。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

(3) 旗、プラカード、凶器、危険物、拡声器その他審理場に持ち込むことが不適当と認められる物品を携帯している者

(4) 異様な服装をしている者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をするおそれがあると認められる者
- 2 公平委員会は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、職員をして、前項第2号及び第3号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 公平委員会は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の傍聴を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

**第5条** 傍聴人は、審理場において公平委員会の命令及び職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。
- (3) 公開口頭審理における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) 静粛に傍聴し、放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (5) 喫煙、飲食等他人に迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 公平委員会の許可を受けないで撮影、録音等をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理の進行を妨げ、又は審理場の秩序を乱す行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

**第6条** 公平委員会は、前条の規定に違反したと認められる者に対しては注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずることができる。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月19日規則第6号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。